

平成20年度

新地方公会計制度基準モデルによる  
津市の財務書類作成基準

三重県津市  
(政策財務部財政課)

## 目 次

I	地方公会計改革に基づく財務書類の整備について	・・・P 2
1	公会計の整備	
2	資産・債務改革	
II	財務書類作成における会計モデルについて	・・・P 2～4
1	基準モデルと総務省方式改訂モデルについて	
2	津市が採用する会計モデル	
1)	4つの財務書類	
2)	財務書類4表の相互関係について	
III	財務書類作成の対象となる会計の区分、連結法人等の範囲、作成基準など	
1	財務書類作成の対象となる会計の区分	・・・P 4～5
2	作成基準等	・・・P 6
1)	作成基準日	
2)	出資金等評価基準及び評価方法	
3)	固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法	
4)	資産計上の考え方について	・・・P 7～9
5)	引当金の計上基準及び算定方法	・・・P 10
6)	開始時未分析残高	
7)	相殺消去	
3	法適用企業及び連結対象団体の財務書類の取扱いについて	・・・P 11
IV	平成20年度財務書類4表の概要及び勘定科目の内訳について	
1	貸借対照表	
1)	貸借対照表の概要	・・・P 11
2)	貸借対照表の勘定科目の説明	・・・P 11～13
2	行政コスト計算書	
1)	行政コスト計算書の概要	・・・P 14
2)	行政コスト計算書の勘定科目の説明	・・・P 14～15
3	純資産変動計算書	
1)	純資産変動計算書の概要	・・・P 16
2)	純資産変動計算書の勘定科目の説明	・・・P 16～17
4	資金収支計算書	
1)	資金収支計算書の概要	・・・P 18
2)	資金収支計算書の勘定科目の説明	・・・P 18～19

## I 地方公会計改革に基づく財務書類の整備について

### 1 公会計の整備

従来の地方公共団体の予算や決算については、地方自治法や財政公表条例の規定に基づき、様々な形で開示されてきましたが、分かりにくい、全体像が見えにくいといった点が、以前から指摘されてきました。

平成18年に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」にて、地方公共団体においても、国に準じて、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類を整備に取り組むことが明文化されました。

これを受け、総務省より「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、従来の決算書等に加え、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書からなる財務書類を作成することとされました。

### 2 資産・債務改革

作成することとされた財務書類については、資産・債務に関する情報開示と適正な管理等に活用するとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効利用のための具体的な方策の作成に活用するなど、地方公共団体における資産・債務改革への取組みに活用することが期待されています。

## II 財務書類作成における会計モデルについて

### 1 基準モデルと総務省方式改訂モデルについて

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
特徴	●複式簿記により作成	●決算統計からの組み換えが基礎
歳入歳出の取り扱い	●発生複式に変換	●既存の決算統計情報からの組み換え
固定資産の取り扱い	●公正価値によりすべての資産を評価	●過去の建設事業費からの組み換え ●段階的に公正価値による資産評価を進める
メリット	●真の財務状況の把握が可能となり、将来的な活用方法にも発展性がある ●一旦作成してしまえば、継続作成時の負担は少ない	●既存の決算統計情報を活用するため、開始貸借対照表の整備が比較的容易である ●勘定科目に地方公共団体の予算科目を準用するなどなじみやすい
デメリット	●全ての固定資産をリストアップして評価を行うため、一時期に大きな負担がかかる ●行政になじみのない用語が多い	●S43年以降の決算統計数値が基礎となっているため、それ以前の資産把握・評価が困難 ●段階的な資産評価を行う必要があり、継続して負担が発生する ●資産評価結果をすべて反映するまでは、資産の計上額に精緻さを欠く

## 2 津市が採用する会計モデル

本市においては、二つのモデルの比較検討を重ねた結果、資産の全体像及び行政コストを的確に把握できる基準モデルを採用して財務書類の作成を行うこととしました。

### 1) 4つの財務書類

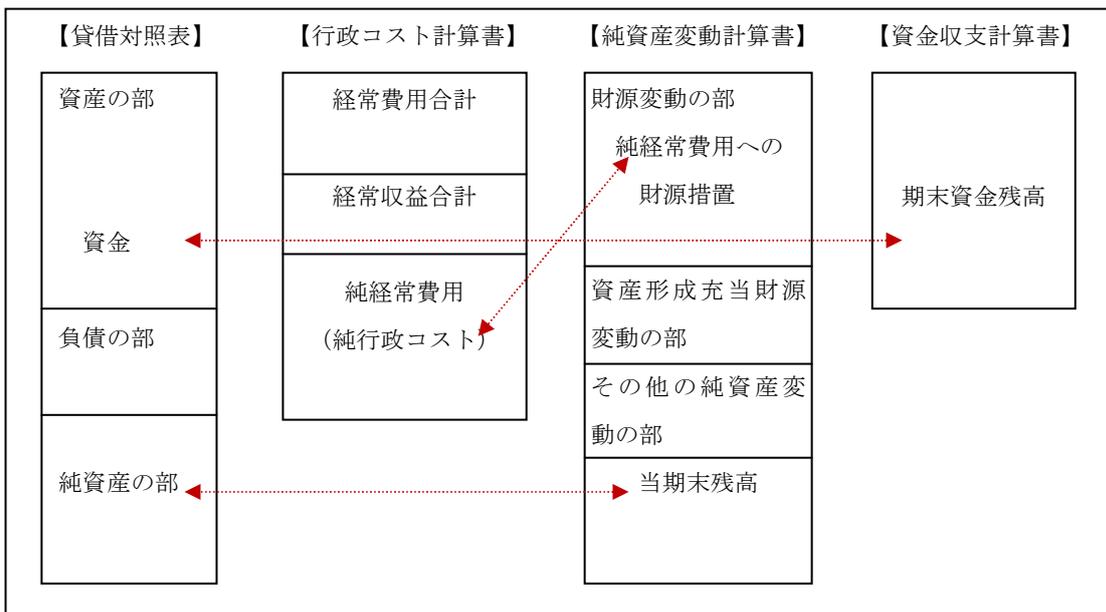
財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表からなっており、財務書類4表と呼ぶこととします。

財務書類名	内容
貸借対照表 (BS)	貸借対照表は、地方公共団体が、住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で形成してきたかを表したものであり、資産をサービス提供能力と捉え、負債は将来世代の負担額を、純資産は現在世代がすでに負担を終えた資産の額を示しています。
行政コスト 計算書 (PL)	行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち、人的サービスや給付サービスなど資産形成に繋がらない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源（使用料、手数料等）を対比して示すものです。
純資産変動 計算書 (NWM)	純資産変動計算書は、地方公共団体の純資産が、一年間にどのように増減したかを示すもので、行政コスト計算書に計上されないすべての取引を総括的に表示することを目的に作成します。
資金収支計算書 (CF)	資金収支計算書は、一年間の資金の出入りを示すもので、収支の性質に応じて、経常的収支、資本的収支、財務的収支に区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が使われたかを示します。

### 2) 財務書類4表の相互関係について

- ① 貸借対照表の資産の部の金融資産のうち「資金」と資金収支計算書の「期末資金残高」が一致します。
- ② 貸借対照表の「純資産」と純資産変動計算書の「当期末残高」が一致します。
- ③ 行政コスト計算書の「純経常費用（純行政コスト）」と純資産変動計算書「純経常費用への財源措置」が一致します。

(参考) 財務4表相関図



Ⅲ 財務書類作成の対象となる会計の区分、連結法人等の範囲、作成基準など

1 財務書類作成の対象となる会計の区分

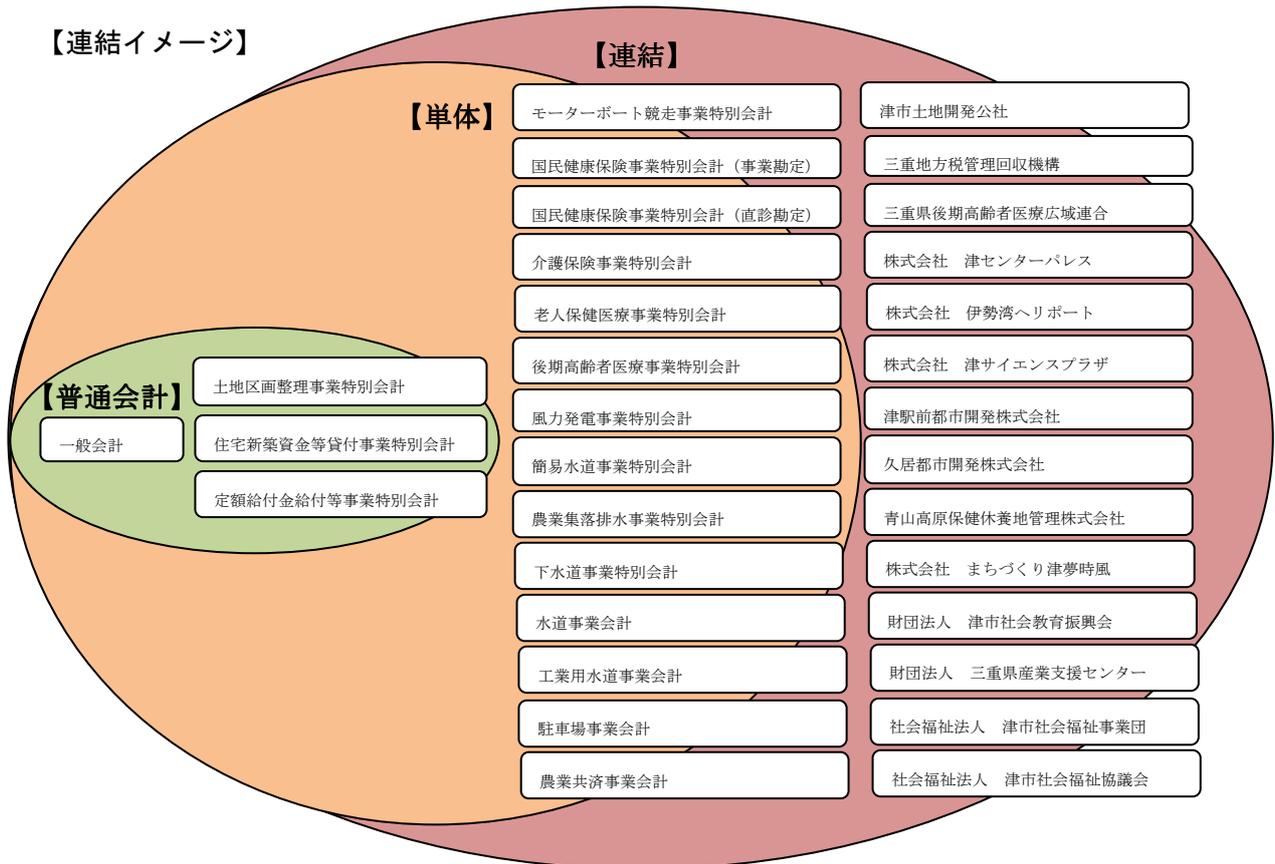
会計区分	内容	対象会計・法人等名
普通会計	普通会計とは、統一的な基準で整理、比較するための統計上の会計区分で、平成20年度における津市では、右記の会計を合計し、会計間の重複を控除したものです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般会計</li> <li>②土地区画整理事業特別会計</li> <li>③住宅新築資金等貸付事業特別会計</li> <li>④定額給付金給付等事業特別会計</li> </ul>
単体	単体とは、上記の普通会計に、右記の公営事業会計を含む全ての会計を合計し、会計間の重複を控除したものです。	法非適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>①モーターボート競走事業特別会計</li> <li>②国民健康保険事業特別会計（事業勘定）</li> <li>③国民健康保険事業特別会計（直営診療所勘定）</li> <li>④介護保険事業特別会計</li> <li>⑤老人保健医療事業特別会計</li> <li>⑥後期高齢者医療事業特別会計</li> <li>⑦風力発電事業特別会計</li> <li>⑧簡易水道事業特別会計</li> <li>⑨農業集落排水事業特別会計</li> <li>⑩下水道事業特別会計</li> </ul>
		法適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑪水道事業会計 ⑫工業用水道事業会計</li> <li>⑬駐車場事業会計 ⑭農業共済事業会計</li> </ul>

連結	<p>連結とは、上記の単体財務書類に、右記の法人等を合計し、重複額を控除したものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 津市土地開発公社</li> <li>① 三重地方税管理回収機構</li> <li>② 三重県後期高齢者医療広域連合</li> <li>③ 株式会社 津センターパレス</li> <li>④ 株式会社 伊勢湾ヘリポート</li> <li>⑤ 株式会社 津サイエンスプラザ</li> <li>⑥ 津駅前都市開発株式会社</li> <li>⑦ 久居都市開発株式会社</li> <li>⑧ 青山高原保健休養地管理株式会社</li> <li>⑨ 株式会社 まちづくり津夢時風</li> <li>⑩ 財団法人 津市社会教育振興会</li> <li>⑪ 財団法人 三重県産業支援センター</li> <li>⑫ 社会福祉法人 津市社会福祉事業団</li> <li>⑬ 社会福祉法人 津市社会福祉協議会</li> </ul>
----	---	---

(参考) 連結基準

普通会計	全部連結	
公営事業会計	法適用	全部連結
	法非適用	全部連結
一部事務組合・広域連合	<p>比例連結</p> <p>ただし、以下のものは、連結対象としていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県自治会館組合については、経費負担が発生していないため、連結対象に含めていません。</li> <li>・三重県市町職員退職手当組合については、当組合が、重要な資産を保有していないこと、単体財務書類に退職給付引当金を計上しており、連結を行ったのと同様の状態となっていることから、連結対象に含めていません。</li> </ul>	
土地開発公社	全部連結	
第3セクター等 株式会社 財団法人 社会福祉法人	出資比率50%以上	全部連結
	出資比率25%以上 出資比率50%未満	人的関与があるなど、実質的に主導的な立場を確保している場合は全部連結
	出資比率25%未満	出資比率が低い場合であっても損失補償を付している場合や重要な取引を行っているなど実質的に主導的な立場を確保している場合は全部連結

【連結イメージ】



2 作成基準等

本市の財務書類は、「新地方公会計制度研究会報告書」の「第二章 地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」の「第2部 基準モデルに基づく財務書類作成要領」並びに「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き（基準モデル編）」に基づいて作成しています。以下に会計処理の原則を記載します。

1) 作成基準日

作成基準日は、平成21年3月31日であり、出納整理期間（平成21年4月1日から5月31日まで）における出納については、基準日までに終了したものとして処理を行っています。

2) 出資金等評価基準及び評価方法

出資金における固定資産等を時価評価するなど、出資金価格を再評価し、価格の下落率が30%以上である場合、強制評価減額を行っています。

3) 固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法

- ①減価償却額は、開始時簿価及びそれ以降の簿価ともに、定額法により算定しています。
- ②減価償却の開始は、取得年度の翌年度からとしています。
- ③端数処理については、1円未満を切り捨てしています。
- ④耐用年数を経過したものは、備忘価格として1円を計上しています。
- ⑤土地、立木、美術品、地上権、建設仮勘定は、減価償却を行っていません。

#### 4) 資産計上の考え方について

##### ①事業用資産とインフラ資産の区分

事業用資産とインフラ資産の区分については、公会計固有の「資産」の定義に即して、  
 ア 当該資産から将来的な経済的便益（キャッシュ・イン・フロー）が発生すると見込まれる場合、事業用資産として整理しています。

イ 当該資産から将来的な経済的便益（キャッシュ・イン・フロー）が発生するとは見込まれないものの、サービス提供能力を有するといえる場合、インフラ資産として整理しています。

上記のような基本的考え方に基づき、概ね下表のとおり事業用資産とインフラ資産の区別を行っています。

資産区分	資産分類	分類内訳	例示
事業用資産	公用財産	庁舎	本庁舎、総合支所
	公共用財産	社会福祉施設	社会福祉センター
		児童福祉施設	保育園、児童館
		公衆衛生施設	保健センター、診療所
		商工観光施設	浴場施設
		住宅	市営住宅
		学校	幼稚園、小学校、中学校、短期大学
		社会教育施設	図書館、市民会館
		給食施設	給食センター
その他公営事業	モーターボート競走場、風力発電施設 駐車場事業		
インフラ資産	公共用財産	清掃施設	ゴミ処理施設、し尿処理施設
		農林水産業関係施設	ポンプ施設
		道路	市道、農道、林道
		河川	河川、池沼
		港湾	港湾、漁港
		公園	都市公園、児童公園
		防災	防火水槽
		上水道施設	水道、工業用水道
		下水道施設	都市下水道、集落排水施設
		その他公営事業	簡易水道

## ② 有形固定資産評価方法（開始時貸借対照表への計上方法）

開始時貸借対照表への有形固定資産評価については、下表のとおり評価しています。

勘定科目	資産評価方法
土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地台帳、道路台帳、農道台帳のデータを活用して評価。</li> <li>・大字別地目別平均単価に基づき、地積と乗ずることで評価額を算出しています。</li> </ul>
立木竹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有林管理台帳のデータを活用して評価。</li> <li>・市有林は台帳に基づく面積あたりの単価×箇所数で算出（（社）森林保険協会の「森林国営保険」単価を採用）分収林は保険金額を分収割合で除した金額で計上。</li> </ul>
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物台帳のデータを活用して評価。取得額が判明しているものは、取得価額に構造別建築費指数（デフレーター）を乗じて算出。</li> <li>・取得価額が不明な建物は、（社）全国市有物件災害共済会の保険価格（再調達価格）に延床面積を乗じて算出。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は道路・農道・林道・橋梁・トンネル・公園・下水道・防火水槽・機械器具それぞれの台帳データを活用して評価。</li> <li>・個別に延長、直接工事費、標準面積、取得価格などを基準として評価。</li> </ul>
物品・船舶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品管理システムのデータを活用して評価。</li> <li>・取得額 50 万円以上をリストアップし、個別の取得価格に基づき評価額を算出。</li> </ul>
建設仮勘定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「繰越明許費繰越計算書」等を活用して、平成 19 年度末に資産計上・供用開始になっていない支出分を計上しています（津駅前北部土地区画整理事業や供用開始されていない道路・下水道などに係る事業費）。</li> <li>・建物データ、工作物データにおける実施設計は除外しています。</li> </ul>

## ③ 無形固定資産評価方法（開始時貸借対照表への計上方法）

開始時貸借対照表への無形固定資産評価については、下表のとおり評価しています。

勘定科目	資産評価方法
ソフトウェア	契約書等から事業費を算定し資産計上。システム導入年度より、耐用年数 5 年で減価償却計算し残存価額で資産計上しています。
電話加入権	市名義の電話加入権について、全庁分を調査し、1 回線 1 円にて評価しています。

④ 有形固定資産へ算入する歳出科目について（資産と費用の区分について）

資産の取得に直接要した費用は、資産の取得価額に算入（資産に計上）し、資産を取得した翌年度以降、減価償却により費用化します。有形固定資産に算入される歳出科目は下表のものがありますが、実際の支出状況を確認した上で、下表の基準に基づき、「資産」「費用」「建設仮勘定」の3つの勘定科目に振分ける処理をしています。

歳出（節）	勘定科目	勘定科目判定基準
工事請負費	資産	新たに道路や下水道を開設したり、公共施設を新築した場合等において、新規資産取得に係る工事で供用開始しているもの
	費用	既存資産の維持補修、維持管理、破損、損耗時等の原状回復を行う工事等
	建設 仮勘定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準日（3月31日）において施工中（未完成）の工事（繰越明許となった工事、継続費による工事）</li> <li>・ 津駅前北部土地区画整理事業に係る事業費</li> <li>・ 道路改良工事や下水道工事で完成していても供用開始されない工事</li> </ul>
委託料	建設 仮勘定	道路新設改良、公共下水道整備等に係る実施設計料や設備の製作に要する設計料、監理料は建設仮勘定に計上し、実際に道路工事、下水道工事が完成したのち、資産へ振替計上します。
	費用	製作に先んずる調査、企画、計画の委託は取得原価に算入せず費用として処理しています。
需用費 （修繕料）	資産	50万円以上の修繕で、修繕と同時に用途変更のための改修をしたり、機械等の部品を品質・性能の高いものに取り替えることにより、使用期間を延長させたり（構造が木造から鉄骨造に変更した等）、当該資産の価値を著しく増大させるような場合は資産計上しています。
	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50万円未満の修繕については、費用処理しています。</li> <li>・ 50万円以上の修繕であっても、既存資産の維持補修、維持管理、破損、損耗時等の原状回復を行う修繕は費用処理しています。</li> </ul>
公有財産購入費	資産	公有財産購入費は主に土地となるため取得価格により資産計上しています。
備品購入費	資産	取得価格が50万円以上の物品を資産計上しています。

## 5) 引当金の計上基準及び算定方法

### ①貸倒引当金

税等未収金、未収金については、貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しています。平成18年度、平成19年度、平成20年度の3ヵ年の不納欠損率を算出し、その平均値を平成20年度不納欠損前未収額に乗じて貸倒引当金を算定しています。

### ②賞与引当金

賞与引当金は、在籍者に対する翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当総額に、当該年度支給対象期間である12月から3月までの4ヶ月分を全支給対象期間である6ヶ月で除した金額を計上しています。

### ③退職給付引当金

職員全員が年度末に普通退職した場合、必要となる退職手当の支給額を推計した額を計上することとしており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率への算入値である退職手当負担見込額を基本に算定しています。

## 6) 開始時未分析残高

開始貸借対照表基準日以前に取得した資産に投入された財源を一括して開始時未分析残高として処理しています。

## 7) 相殺消去

普通会計財務書類、単体財務書類、連結財務書類ともに、各会計間や本市と第三セクター法人等との間での繰出・繰入金、負担金・補助金、貸付・借入金などの内部取引を相殺して表示しています。以下はその主なものです。

### 【主な相殺仕訳一覧】

取引のパターン	相殺の主な内容
投資と資本の相殺消去	一般会計から第三セクター等への出資金等
貸付金・借入金等の 債権債務の相殺消去	一般会計から特別会計への貸付金等
補助金・負担金支出と補助 金・負担金収入の相殺消去	一般会計から第三セクター等への補助金、負担金
委託料の支払と受取 (取引高の相殺消去)	一般会計から第三セクター等への委託料
資産購入と売却の相殺消去	一般会計が土地開発公社から買戻す公社先行取得用地費等
賃借料と賃料収入の相殺消去	一般会計、第三セクター等間の賃貸借契約に伴う相殺
会計間の繰入れ・繰出し	一般会計から各特別会計への繰出金

### 3 法適用企業及び連結対象団体の財務書類の取扱いについて

水道事業会計等の法適用企業及び連結対象団体については、それぞれに貸借対照表、損益計算書等の法定決算書類を作成していますが、公会計における財務書類として連結するにあたって「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」に基づいて、基準モデル財務書類4表への組替え処理をしております。

## IV 平成20年度財務書類4表の概要及び勘定科目の内訳について

### 1 貸借対照表

#### 1) 貸借対照表の概要

- ① 貸借対照表は、「資産の部」において、現在の資産の価値を表し、その資産の形成に充てた財源を「負債の部」、「純資産の部」に区分して計上しています。
- ② 「資産の部」は、市の財産を一定のルールに従って評価した金額を計上しています。また、「負債の部」は、地方債などを計上し、「純資産の部」は、国県支出金や税金など、現在までに使われた財源を計上しています。
- ④ 「非金融資産」は、庁舎をはじめとした、インフラ資産以外の土地・建物、工作物、物品などの「事業用資産」と、道路、公園などの「インフラ資産」に区分して計上しています。
- ⑤ 負債は、大きく「流動負債」と「非流動負債」に分けられ、主に、資産を形成するために使用された資金のうち、将来世代が負担しなければならない金額を計上しています。

#### 2) 貸借対照表の勘定科目の説明

資産の部	説明
1.金融資産	現金・預金及び現金化することが可能な資産を計上しています。
(1) 資金	年度末に本市が保有している現金及び基金以外の預金を計上しています。この勘定科目は、資金収支計算書の期末資金残高と一致します。
(2) 金融資産	資金以外を計上しています。
<b>ア債権</b>	
・ 税等未収金	年度末までに回収できなかった市税を計上しています。
・ 未収金	年度末までに回収できなかった市税以外の未収金で、使用料・手数料、分担金・負担金等を計上しています。
・ 貸付金	貸付先に対する貸付残高を計上しています。
	地域総合整備資金貸付金・住宅新築資金等貸付金・福祉資金貸付金・奨学金貸付金 法人保留床取得資金貸付金・駐車場事業会計貸付金・風力発電事業特別会計貸付金 災害援護資金貸付金

・貸倒引当金	税等未収金や未収金のうち、今後、回収できないと見込まれる金額を計上しています。
<b>イ投資等</b>	
・出資金	政策目的をもって保有する出資金等を再評価し、価格の下落率が30%以上である場合、強制評価減額を行い、計上しています。
	株式会社三重県松阪食肉公社・株式会社津センターパレス・伊勢鉄道株式会社 株式会社伊勢湾ヘリポート・株式会社ZTV・株式会社三重データクラフト 株式会社津サイエンスプラザ・津駅前都市開発株式会社・株式会社まちづくり津夢時風 久居都市開発株式会社・株式会社マリナー河芸・青山高原保健休養地管理株式会社 美杉の家建設株式会社・株式会社青山高原ウインドファーム・三重県農業信用基金協会 出資金・社団法人三重県青果物価格安定基金協会出資金・三重県漁業信用基金協会出資 金・社団法人三重県畜産協会出資金・津市土地開発公社出資金・社団法人三重県私学振 興会出資金・社会福祉法人津市社会福祉事業団設立出資金・中勢森林組合出資金 鈴鹿森林組合出資金・有限会社美杉観光開発出資金・地方公営企業等金融機構出資金 水道事業会計出資金
<b>・基金・積立金</b>	
・財政調整基金	年度間の財源の過不足を調整するため、保有している基金の年度末残高を計上していま す。
・減債基金	地方債の償還のため、保有している基金の年度末残高を計上しています。
	減債基金・住宅新築資金等貸付基金
その他の基金 ・積立金	財政調整基金、減債基金以外の特定目的基金の年度末残高を計上しています。土地開発 基金で保有している土地は、平成18年度固定資産税評価額を基礎に再評価を行った金額 にて計上してあります。
	職員退職手当基金・文化振興基金・国際交流推進基金・緑化基金 青山高原保健休養地管理基金・ふるさと振興基金・まちづくり振興基金 土地開発基金・土地開発基金（土地分）・ふるさと津かがやき基金
・その他の投資	出捐金をその他の投資として計上してあります。
	三重県信用保証協会出捐金・財団法人三重県水産振興事業団出捐金 財団法人津市社会教育振興会出捐金・社会福祉法人津市社会福祉協議会津市社会福祉基 金出捐金・社団法人三重県緑化推進協会三重緑化基金出捐金・更生保護法人三重県更生 保護事業協会基金出捐金・財団法人三重県産業支援センター出捐金・財団法人三重県農 林水産支援センター農林漁業後継者育成基金出捐金・財産法人三重県国際交流財団出捐 金・財団法人暴力追放三重県民センター出捐金・財団法人三重県環境保全事業団基本財 産出捐金・財団法人三重県救急医療情報センター出捐金・財団法人三重県沿岸漁業者等 海難救済基金協会出捐金・財団法人砂防フロンティア整備推進機構出捐金
<b>2. 非金融資産</b>	
<b>(1) 事業用資産</b>	
ア有形固定資産	事業用資産としての有形固定資産は、「土地」、「立木竹」、「建物」、「工作物」、

	「物品」、「船舶」、資産形成の途中で未供用の資産である「建設仮勘定」に区分して計上しています。物品については、取得価格が50万円以上の物品を計上しています。
イ無形固定資産	無形固定資産としてソフトウェアとして各種行政システムソフトウェアを、「その他無形固定資産」として動画コンテンツなどを計上しています。
(2) インフラ資産	インフラ資産は、基本的な社会基盤である資産を指し、道路・橋梁、公園、防火水槽、漁港、ゴミ処理施設、農業施設などが主なもので、「公共用財産用地」、「公共用財産施設」、「公共用財産建設仮勘定」に区分して計上しています。

負債の部	説明
<b>1. 流動負債</b>	
(1) 未払金及び未払費用	未払金には、年度末時点で確定している債務のうち、債務負担行為を設定していない、市税の還付未済額と三重県市町職員退職手当組合新規加入負担金を計上しています。
(2) 賞与引当金	賞与引当金は、職員に対する平成21年6月支給予定の期末勤勉手当総額のうち、平成20年12月～平成21年3月分相当額を計上します。
(3) 預り金 (保管金等)	預り金(保管金等)には、年度末に歳計外現金にて保管している現金を計上しています。
(4) 公債(短期)	公債(短期)は、本市が発行した地方債のうち1年以内に償還期限が到来する金額を計上しています。
<b>2. 非流動負債</b>	
公債	公債は、本市が発行した地方債のうち、公債(短期)に計上した金額を除く残高を計上しています。
退職給付引当金	職員全員が年度末に普通退職した場合、必要となる退職手当の支給額を推計した額を計上することとしており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率への算入値である退職手当負担見込額を基本に算定した金額を計上しています。
その他の引当金	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率への算入値である「設立法人の負債額等負担見込額」のうち「第三セクター等の負担見込額」を計上しています。
<b>純資産の部</b>	
1. 財源	財源は、税収等の財源のうち純資産変動計算書に用途として使用された残額を計上します。
2. 資産形成 充当財源	資産形成充当財源は、資産形成のために充当された資源の蓄積を表し、原則として固定資産や金融資産等で保有されるものを計上します。

## 2 行政コスト計算書

### 1) 行政コスト計算書の概要

- ① 地方公共団体は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない単年度の行政サービスも提供しています。
- ② 行政コスト計算書は、この行政サービスの提供のために地方公共団体がどのような費用（コスト）の使い方をしたのかを把握し、このコストという側面から、1年間に行われた市の行政活動に関する情報を提供するものです。
- ③ 行政コスト計算書は、「経常費用」と「経常収益」に区分して計上します。このうち、経常費用合計は、1年間の行政サービスにかかる費用です。また、経常費用合計と経常収益合計の差し引きを、純経常費用（純行政コスト）として計上しています。
- ④ 発生主義に基づき、現金主義では認識されない固定資産に係る減価償却費、貸倒引当金繰入額なども費用として計上しています。

### 2) 行政コスト計算書の勘定科目の説明

1.経常業務費用	(1)人件費 + (2)物件費 + (3)経費 + (4)業務関連費用
(1)人件費	人件費は、「議員歳費」、「職員給料」、「賞与引当金繰入」、「退職給付費用」及び「その他の人件費」に区分して計上しています。
ア議員歳費	市議会議員に対して支払われる報酬及び期末手当を計上しています。
イ職員給料	職員に対して支払われる給料を計上しています。
ウ賞与引当金繰入	翌年度6月に支払う予定の職員の期末勤勉手当の必要額を費用として計上しています。
エ退職給付費用	退職手当等支払額（三重県市町職員退職手当組合負担金支払額を含む）と、貸借対照表に計上した退職給付引当金の前年度との差額を合算して計上しています。
オその他の人件費	退職手当を除く職員手当等と臨時職員賃金を計上しています。
(2)物件費	物件費は、「消耗品費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「その他の物件費」に区分して計上しています。
ア消耗品費	資産計上されない備品や事務用品の購入費用を計上しています。
イ維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等を計上しています。
ウ減価償却費	事業用資産の1年間の資産価値減少額を費用として計上するもので、耐用年数に基づき定額法で算定しています。
エその他の物件費	主に光熱水費や印刷製本費を計上しています。
(3)経費	経費は、「業務費」、「委託費」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」に区分して計上しています。
ア業務費	主に旅費等を計上しています。
イ委託費	設計業務委託料など、資産形成に含まれる支出を除いた委託料を計上しています。

ウ貸倒引当金繰入	前年度の貸借対照表の貸倒引当金のうち、本年度に引当処理された金額を除いた額に、本年度の貸倒引当見積高に満つるまで、費用加算される額を、貸倒引当金繰入として計上しています。
その他の経費	主に通信運搬費等の役務費を計上しています。
(4)業務関連費用	業務関連費用は、「公債費（利払分）」、「借入金支払利息」、「その他の業務関連費用」に区分して計上しています。
ア公債費（利払分）	地方債にかかる利息負担額を計上しています。
イ借入金支払利息	他の団体・金融機関等からの借入金にかかる利息負担額を計上しています。
ウ資産売却損	固定資産を売却し、元本額よりも売却額が下回った場合に、差額を資産売却損として計上しています。
エその他の業務 関連費用	主に市税等の還付金を計上しています。
<b>2.移転支出</b>	移転支出は、「他会計への移転支出」、「補助金等移転支出」、「社会保障関係費等移転支出」、「その他の移転支出」に区分して計上しています。
(1)他会計への移転 支出	各特別会計への繰出金を計上しています。
(2)補助金等移転支出	政策目的による負担金、補助金等の支出を計上しています。
(3)社会保障関係費等 移転支出	扶助費等の支出を計上しています。
(4)その他の移転支出	主に補償、補填及び賠償金及び公課費を計上しています。
経常費用合計 (総行政コスト)	1.経常業務費用 + 2.移転支出
(1)業務収益	
ア自己収入	自己収入は、地方公共団体が行政活動としてサービスを提供する場合に、そのサービスの対価として徴収する使用料・手数料等を計上しています。
イその他の業務収益	自己収入以外の業務収益を計上しています。
(2)業務関連収益	
ア 受取利息等	貸付金や預金から発生する利子を計上しています。
イ 資産売却益	固定資産を売却し、売却額が元本額よりも上回った場合に、差額を資産売却益として計上しています。
ウ その他の業務関連 収益	主に諸収入を計上しています。
<b>3.経常業務収益</b>	<b>(1)業務収益 + (2)業務関連収益</b>
純経常費用 (純行政コスト)	経常費用合計（総行政コスト） - 経常収益合計

### 3 純資産変動計算書

#### 1) 純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書は、純資産の1年間の動きを明らかにすることを目的として作成するもので、「財源変動の部」、「資産形成充当財源変動の部」及び「その他の純資産変動の部」に区分して計上しています。

#### 2) 純資産変動計算書の勘定科目の説明

1. 財源変動の部	(1) 財源の調達 — (2) 財源の用途
<b>(1) 財源の調達</b>	
ア 税収	市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金（※一般会計のみ）
イ 移転収入	
・ 他会計からの移転収入	他の特別会計からの繰入金を計上しています。
・ 補助金等移転収入	
・ 国庫支出金	地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金を計上しています。
・ 都道府県等支出金	都道府県支出金を計上しています。
・ その他の移転収入	主に分担金、負担金、寄付金などを計上しています。
エ その他の財源の調達	
・ 固定資産売却収入（元本分）	土地等の売払収入を計上しています。
・ 長期金融資産償却収入（元本分）	主に貸付金・出資金の償還収入を計上しています。
・ その他の財源調達	減価償却費及び直接資本減耗に相当する額を計上しています。
<b>(2) 財源の用途</b>	
ア 純経常費用への財源措置	行政コスト計算書において計算された純経常費用（純行政コスト）に振り替えられた金額を計上しています。
イ 固定資産形成への財源措置	
・ 事業用資産形成への財源措置	事業用資産の形成のために支出された金額を計上しています。
・ インフラ資産形成への財源措置	インフラ資産の形成のために支出された金額を計上しています。
ウ 長期金融資産形成への財源措置	新たな貸付金・出資金などとして支出した金額を計上しています。
エ その他の財源の用途	
・ 直接資本減耗	直接資本減耗のため振り替えられた金額を計上しています。インフラ資産の減価償却費は、行政コスト計算書ではなく、「直

	接資本減耗」として純資産変動計算書に計上することとなっています。
・その他財源措置	損失補償債務のうち、履行すべき額が確定していないものを計上しています。この額は、貸借対照表の「その他の引当金」の当該年度額から前年度額を控除したものとなっています。
<b>2. 資産形成充当財源変動の部 (1) + (2) + (3)</b>	
(1)固定資産の変動	
ア 固定資産の減少	
・減価償却費・直接資本減耗相当額	事業用資産における減価償却費、インフラ資産の減価償却費に相当する直接資本減耗相当額を計上しています。
イ 固定資産の増加	
・固定資産形成	事業用資産・インフラ資産の増加額を計上しています。「財源の使途」における「固定資産形成への財源措置」の金額と一致しています。
・無償所管換等	寄附された資産を、価格換算して計上しています。
(2)長期金融資産の変動	
ア長期金融資産の減少	貸付金等の償還、出資金の回収等による減少額を計上しています。
イ長期金融資産の増加	新たな貸付金や出資金、基金の積立などのために支出した金額を計上しています。この額は、「財源の使途」における「長期金融資産への財源措置」の金額と一致しています。
(3)評価・換算差額等の変動	
ア評価・換算差額等の減少	
・再評価損	資産の再評価損や有価証券の評価差額等による減価金額を計上しています。
<b>3. その他の純資産変動の部</b>	
(1)開始時未分析残高の増減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時以降に増減する純資産については、財源や資産形成充当財源で表すこととなっているため、開始時未分析残高が増加することはありません。開始時未分析残高は、減価償却費や資産売却など資産が減少する額に対応して減少していきます。</li> <li>・開始時未分析残高において、減少した減価償却費等に相当する額を、資産形成充当財源変動の部の「固定資産の減少（減価償却費・直接資本減耗相当額）」に振替調整しています。</li> </ul>

#### 4 資金収支計算書

##### 1) 資金収支計算書の概要

- ① 資金収支計算書は、現金収支の状況を明らかにすることを目的として作成するもので「経常的収支」、「資本的収支」及び「財務的収支」に区分して計上します。
- ② 経常的収支は、地方公共団体の経済活動に伴い、継続的に発生する資金収支（財務的支出に属する支払利息支出を除く）を表示しています。
- ③ 資本的収支は、資本形成活動に伴い発生する資金収支を計上します。
- ④ 財務的収支は、主に地方債の管理に係る資金収支（地方債の発行及び元利償還）を計上します。
- ⑤ 基礎的財政収支は、財務的収支を除いた収支をいい、「プライマリーバランス」ともいわれます。

##### 2) 資金収支計算書の勘定科目の説明

(1)経常的収入	
ア 租税収入	市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を計上しています。
イ 経常業務収益収入	
・業務収益収入	主に使用料及び手数料等を計上しています。
・業務関連収益収入	主に貸付金等の受取利息等を計上しています。
エ 移転収入	
・他会計からの移転収入	特別会計からの繰入金などを計上しています。
・補助金等移転収入	地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国・県支出金を計上しています。
・その他の移転収入	主に分担金、負担金、寄付金などを計上しています。
(2)経常的支出	
ア 経常業務費用支出	「人件費支出」、「物件費支出」、「経費支出」、「業務関連費用支出」に区分して計上しています。
イ 移転支出	「他会計への移転支出」、「補助金等移転支出」、「社会保障関係費等移転支出」、「その他の移転支出」に区分して計上しています。
1.経常的収支	(1)経常的収入 － (2)経常的支出
(1)資本的収入	「固定資産売却収入」、基金取崩しなどの「長期金融資産償還収入」に区分して計上しています。
(2)資本的支出	「固定資産形成支出」、基金積立などの「長期金融資産形成支出」、短期貸付金などの「その他の資本形成支出」に区分して計上しています。

	す。
2.資本的収支	(1)資本的収入 - (2)資本的支出
3.基礎的財政収支	1.経常的収支 + 2.資本的収支 を 基礎的財政収支 (プライマリーバランス) として表示しています。
(1)財務的収入	
ア 公債発行収入	
・公債発行収入	地方債の発行収入を計上しています。
(2)財務的支出	
ア 支払利息支出	
・公債費 (利払分) 支出	地方債の利子支払分を計上しています。
イ 元本償還支出	
・公債費 (元本分) 支出	
公債 (短期) 元本償還支出	前年度の貸借対照表で「公債 (短期)」に計上されていた地方債元金償還額を、償還計画に基づき償還した額を計上しています。
4.財務的収支	(1)財務的収入 - (2)財務的支出
5.当期資金収支額	3.財務的収支 + 4.財務的収支